

令 和 8 年

三重県議会定例会会議録

（ 6 月 30 日 ）
（ 第 16 号 ）

令和 8 年

三重県議会定例会会議録

第 16 号

○令和 8 年 6 月 30 日（火曜日）

議事日程（第16号）

令和 8 年 6 月 30 日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第79号から議案第92号まで
〔委員長報告、採決〕
- 第 2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 3 意見書案第 8 号から意見書案第10号まで
〔討論、採決〕
- 第 4 決議案第 1 号
〔採決〕
- 第 5 議案第93号及び議案第94号
〔提案説明、採決〕
- 第 6 議員派遣の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第79号から議案第92号まで
- 日程第 2 請願の件
- 日程第 3 意見書案第 8 号から意見書案第10号まで
- 日程第 4 決議案第 1 号
- 日程第 5 議案第93号及び議案第94号
- 日程第 6 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	市 野 修 平
2	番	曾 我 正 彦
3	番	荊 原 広 樹
4	番	伊 藤 雅 慶
5	番	世 古 明
6	番	市 川 岳 人
7	番	龍 神 啓 介
8	番	辻 内 裕 也
9	番	吉 田 紋 華
10	番	難 波 聖 子
11	番	芳 野 正 英
12	番	川 口 円
13	番	喜 田 健 児
14	番	中 瀬 信 之
16	番	中瀬古 初 美
17	番	廣 耕太郎
18	番	松 浦 慶 子
19	番	石 垣 智 矢
20	番	山 崎 博
21	番	野 村 保 夫
22	番	倉 本 崇 弘
23	番	山 内 道 明
24	番	田 中 智 也
25	番	藤 根 正 典
26	番	森 野 真 治

27	番	杉 本	熊 野
28	番	藤 田	宜 三
29	番	田 中	祐 治
30	番	野 口	正
31	番	谷 川	孝 栄
32	番	石 田	成 生
33	番	村 林	聡
34	番	小 林	正 人
35	番	東	豊
36	番	長 田	隆 尚
37	番	今 井	智 広
38	番	稲 垣	昭 義
39	番	日 沖	正 信
40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	中 嶋	年 規
42	番	青 木	謙 順
43	番	中 森	博 文
44	番	山 本	教 和
45	番	西 場	信 行
46	番	中 川	正 美
47	番	服 部	富 男
48	番	津 田	健 児
(15	番	欠	員)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	斉
書 記（事務局次長）	小 野	明 子
書 記（議事課長）	吉 川	幸 伸

書記（議事課課長補佐兼班長）	岡野俊之
書記（議事課係長）	奥村克仁
書記（議事課主任）	藤野和輝

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見勝之
副知事	野呂幸利
副知事	後田和也
危機管理統括監	松下功一
総務部長	松浦元哉
政策企画部長	楠田泰司
地域連携・交通部長	西田正明
防災対策部長	田中誠徳
医療保健部長	山本毅
子ども・福祉部長	高濱公生
環境生活部長	天野敏
農林水産部長	枅屋典子
雇用経済部長	森吉秀男
観光部長	塩野進
県土整備部長	藤井和久
総務部デジタル推進局長	稲葉崇
地域連携・交通部スポーツ推進局長	和田吉史
地域連携・交通部南部地域振興局長	関美幸
環境生活部環境共生局長	佐藤弘之
県土整備部理事	上村告
企業庁長	生川哲也
病院事業庁長	野口慎次

会計管理者兼出納局長

天 野 圭 子

教 育 長

長 崎 禎 和

公安委員会委員

村 田 典 子

警 察 本 部 長

谷 井 義 正

代表監査委員

村 上 亘

監査委員事務局長

西 口 輝

人事委員会委員長

浅 尾 光 弘

人事委員会事務局長

佐 藤 史 紀

選挙管理委員会委員

原 田 佳代子

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

午前10時0分開議

開

議

○議長（藤田宜三） ただいまから本日の会議を開きます。

諸

報

告

○議長（藤田宜三） 日程に入るに先立ち報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第8号から意見書案第10号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、決議案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第93号及び議案第94号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
80	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
84	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
85	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和8年6月23日

三重県議会議長 藤田 宜三 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 市川 岳人

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
88	三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和8年6月19日

三重県議会議長 藤田 宜三 様

防災県土整備企業常任委員長 荊原 広樹

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
８７	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
８９	工事請負契約の変更について（三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和８年６月22日

三重県議会議長 藤田 宜三 様

教育警察常任委員長 伊藤 雅慶

総務地域連携交通常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
８１	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
９０	財産の取得について
９１	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和８年６月23日

三重県議会議長 藤田 宜三 様

総務地域連携交通常任委員長 野村 保夫

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
7 9	令和8年度三重県一般会計補正予算（第2号）
8 2	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
8 3	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
8 6	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
9 2	令和8年度三重県一般会計補正予算（第3号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和8年6月26日

三重県議会議長 藤田 宜三 様

予算決算常任委員長 田中 智也

請 願 審 査 結 果 報 告 書

（新 規 分）

政策企画雇用経済観光常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請54	「非核三原則」の堅持を求めることについて	津市乙部14-18 原水爆禁止三重県協議会 事務局長 田中 茂実	吉 田 紋 華	不採択

意見書案第 8 号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案
上記提出する。

令和 8 年 6 月 23 日

提 出 者

伊 藤 雅 慶

世 古 明

芳 野 正 英

川 口 円

山 内 道 明

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

地方公共団体は、急激な少子高齢化に伴う社会保障施策の実施、子育て施策の充実、人口減少下における地域活性化対策、D X の推進、脱炭素化を目指した環境対策、物価高騰対策等、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。さらに、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、現場における疲弊感は日々深刻化している。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、政府は、地方一般財源の総額について、2027年度までは、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

しかし、物価高騰及び労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、現行の地方一般財源の総額から一步踏み出した水準を確保するなど、より積極的に地方財政の充実及び強化を図ることが求められる。

よって、本県議会は、令和 9 年度の政府予算編成及び地方財政対策において、物価高騰及び賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求

められている賃上げ基調に相応する人件費の確保のみならず、多様化・複雑化する住民ニーズ及び地域課題の対応に要する経費も含め、一般財源総額のさらなる充実が図られた地方財政を実現するよう、国に対し、以下の事項を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築等、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、これを支える人材を確保するための人件費を重視する観点から、現行の水準にとどまらず、より積極的に地方財源の確保及び充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療及び介護の確保、生活困窮者の自立支援等、より高まりつつある社会保障に対する財政需要が地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き地方単独事業分も含め、社会保障経費の十分な拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材の確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らずに、より自律的な地方財政の確立に引き続き取り組むこと。また、地域間の財源偏在の是正に向けては、所得税及び偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 減税政策を検討するに当たっては、地方財政を毀損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどにより、特段の配慮を行うこと。また、減税を実施することにより地方公共団体の減収が見込まれる場合には、確実にその補填を行うこと。
- 5 地方財政計画に「地方創生推進費」として計上されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、より明確に恒久的財源として位置付けること。
- 6 令和9年度の給与改定に備え、必要な財政措置を講じること。

- 7 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
- 8 地方公共団体情報システムの標準化の取組を推進するに当たっては、その移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財政措置を講じること。また、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加、マイナンバーカードの健康保険証利用、マイナンバーカードと運転免許証の一体化、サイバーセキュリティ対策強化等、自治体DXの推進に伴い地方公共団体において情報システムの改修、事務の負担及び人件費の増大が見込まれる場合には、必要な財政措置を講じること。
- 9 地域の活性化に向けてその存在意義が改めて重視されている地域公共交通については、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策の充実を図ること。
- 10 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政措置を講じること。
- 11 人口減少に直面する小規模地方公共団体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図ること。
- 12 地方公共団体が行う事業においては、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

意見書案第 9 号

自衛隊の任務と自衛官の職務に関する理解促進等の取組を求める

意見書案

上記提出する。

令和 8 年 6 月 23 日

提 出 者

市 川 岳 人
難 波 聖 子
石 垣 智 矢
野 村 保 夫
田 中 祐 治
東 豊
今 井 智 広
青 木 謙 順
中 森 博 文
服 部 富 男

自衛隊の任務と自衛官の職務に関する理解促進等の取組を求める

意見書案

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛する任務に加え、大規模災害等の発生時における災害派遣活動、国際平和協力活動等、多岐にわたる重要な役割を果たしている。

また、自衛官は、サービスの宣誓において「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえること」を誓い、自衛隊の使命を自覚し、強い責任感を持って、日々職務に従事している。

しかしながら、本年 6 月、国会において、自衛官を目指す人の経済状況に関

する発言がなされ、自衛官とその御家族及び将来自衛隊への入隊を志願する者に対する偏見を助長しかねない事態が生じた。

自衛隊への入隊動機は、国を守りたいという使命感、災害派遣での貢献、専門技術の習得、公務への志等様々であり、特定の家庭環境と結び付けて語られるべきものではない。

他方、厳しさを増すわが国の安全保障環境の中、防衛力の強化のためには、その担い手である自衛官の確保が必須であるにもかかわらず、自衛官の募集は困難な状況にあり、定員割れの状態となっている。

よって、本県議会は、自衛官が、国防という国家にとって極めて重要な任務に誇りをもって専心し、士気高く任務を全うできるよう、国に対し、以下の事項を強く求める。

記

- 1 自衛隊の任務と自衛官の職務に対する国民の正しい理解を深めるための情報発信及び啓発を行うこと。
- 2 国民の命と暮らしを守るための自衛官の貢献に対する国民の幅広い理解を得るための取組を強化すること。
- 3 自衛官とその御家族が、自衛官という職業について、誇りと名誉を感じることができる処遇の確立及び環境整備を進めること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、
防衛大臣

意見書案第10号

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める

意見書案

上記提出する。

令和8年6月23日

提 出 者

山 内 道 明

今 井 智 広

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める

意見書案

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略及び中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した情勢が続いており、核保有国による核威嚇又は核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発、保有及び使用を全面的に禁止し、被害者支援及び環境回復を規定する核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

令和3年1月の同条約の発効以来、これまでに締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

そして、本年11月、同条約発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全及び人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界

の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国であるわが国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で我が国は、同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加することは、我が国が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となるとともに、被爆の実相を世界に突き付け核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に、我が国が平和国家として歩む決意をより確固たるものとして示すことにつながる。

よって、本県議会は、政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与されることを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣

決議案第1号

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓

発を推進する決議案

上記提出する。

令和8年6月23日

提 出 者

伊 藤 雅 慶

世 古 明

市 川 岳 人
難 波 聖 子
芳 野 正 英
川 口 円
石 垣 智 矢
山 内 道 明
田 中 祐 治
東 豊
中 森 博 文
服 部 富 男

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓 発を推進する決議案

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最重要課題である。拉致問題が長期化する中で、その解決のためには、一層の世論喚起が不可欠であり、特にこれまで拉致問題に触れる機会の少なかった若い世代に、拉致問題は過去の出来事ではなく現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であるとの理解促進を図ることが重要である。

これを踏まえ、本年２月、拉致問題担当大臣及び文部科学大臣は、「北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する若年者向けの取組促進等について（依頼）」を発出し、学校等に、拉致問題に関する授業の実施等を要請している。

学校等におけるアニメ「めぐみ」、映画「めぐみー引き裂かれた家族の３０年」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」、拉致問題解説動画「あの日、僕は拉致問題を知った」、電子漫画「母が拉致された時 僕はまだ１歳だった」、子ども向けパンフレット「たいせつな人を取り戻すために」等の活用、「拉致問題に関する作文コンクール」への参加等を通じて、多くの児童生徒等に拉致問題に関心を持ってもらえる取組の促

進が図られることが大切である。

よって、本県議会は、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発の取組の充実が図られるよう推進する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三 重 県 議 会

提 出 議 案 件 名

議案第93号 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第94号 人事委員会委員の選任につき同意を得るについて

委 員 長 報 告

○議長（藤田宜三） 日程第1、議案第79号から議案第92号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。市川岳人医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔市川岳人医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（市川岳人） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第80号学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案外2件につきましては、去る6月23日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（藤田宜三） 荊原広樹防災県土整備企業常任委員長。

〔荊原広樹防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（荊原広樹） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第88号三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例案につきましては、去る6月19日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（藤田宜三） 伊藤雅慶教育警察常任委員長。

〔伊藤雅慶教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（伊藤雅慶） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第87号三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る6月18日及び22日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針（最終案）についてであります。

国は、中学校における部活動の地域展開をさらに推進するため、令和8年から13年度を改革実行期間とし、国としての考え方を部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインとして示しました。これを踏まえ県では、令和5年12月に策定したガイドラインを、三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針として改定することとし、今回最終案が示されたところであります。

本方針案は、本年7月から運用を開始され、中学校における部活動のさらなる地域展開が図られることとなります。県当局におかれましては、より多くの子どもたちが、地域の実情に応じた多様な形でスポーツ・文化芸術活動に安心して参加できる環境の実現に向け、包括的な企画・調整等を担うこととなる市町に対し、しっかりと支援を行っていただくよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（藤田宜三） 野村保夫総務地域連携交通常任委員長。

〔野村保夫総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（野村保夫） 御報告申し上げます。

総務地域連携交通常任委員会に審査を付託されました議案第81号三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案外2件につきましては、去る6月23日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（藤田宜三） 田中智也予算決算委員長。

〔田中智也予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（田中智也） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第79号令和8年度三重県一般会計補正予算（第2号）外4件につきましては、去る6月18日から23日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、6月26日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（藤田宜三） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採

決

○議長（藤田宜三） これより採決に入ります。

議案第79号から議案第92号まで、14件を一括して押しボタン式投票により採決いたします。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票を願います。

〔投票開始〕

○議長（藤田宜三） 投票漏れはございませんか。

押し違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（藤田宜三） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（藤田宜三） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する政策企画雇用経済観光常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（藤田宜三） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） おはようございます。津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。請願第54号「非核三原則」の堅持を求めることについて、委員会での不採択という決定に反対し、請願を採択すべきという立場で討論をいたします。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器使用の非人道性を世界に訴えてきました。被爆者の訴えこそが核兵器禁止条約や核兵器不拡散条約を生み出す力となってきました。しかし、現在、核保有国がこぞって、核の抑止力で他国を牽制し合い、かつてなく核兵器使用の危機が高まっています。しかし、アメリカの核の傘の下にあり続ける日本政府は、核兵器禁止条約の署名や批准を拒み続け、核兵器不拡散条約NPTの再検討会議へのオブザーバー参加すらしないという状況です。だからこそ、せめて日本が自ら大切にしてきた非核三原則を堅く守り抜くという意味を示すことが、被爆体験者が少なくなる現在においても、日本から世界へと毅然と示せる最も重い平和のメッセージになると考えています。

また、核兵器の所有は他国の攻撃の口実となり得ることを意味します。これは、現在のイラン情勢を見ても明らかです。同時に、どの国の核兵器であっても日本に持ち込ませないという原則も揺るがしてはなりません。

実際に、見直し論というのは、決して仮定の話ではありません。政府は安全保障関連3文書を2026年度末までに改定する方針で、自民党は昨年11月、その論点を洗い出す勉強会を立ち上げました。高市早苗首相は、核兵器を積んだ米艦船の寄港を拒めば安全は守れないとして、かねて持ち込ませずの見直しに前向きな立場を示し、2022年の3文書策定時にも「堅持する」の文言削除を求めていたと、自らが書いた著書で明らかにしています。自民、維新の外交・安全保障に関する調査会長も、議論すべき課題、点検が必要と応じており、政府高官からは核を保有すべきだとの発言まで出ています。

6月26日の朝日新聞の報道によると、年内に予定する安全保障関連3文書の改定に向けた第2回有識者会議が6月8日に行われ、非核三原則の持ち込ませずの見直しに前向きな意見が複数出ていた、有識者の1人は、現実を直視した核抑止戦略が重要であり、有識者の中での大きな柱になると指摘、持たず、作らず、持ち込ませずのうち持ち込ませずについて見直すべきだと主張したということです。これに対して、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会や、広島県、長崎県の知事は、断じて許せない、絶対に

守るべきだと強く反発しています。

世論調査でも賛否は4割台で拮抗しており、まさに今、国の根幹が問われています。

ここで重要なのは、脅威となるのは特定の国だけではないということです。

どの国からも核を持ち込ませてはならないという原則ですが、現実の問題となってきたのは、特にアメリカの艦船です。神戸市は1975年、核搭載艦船の入港を拒否する決議を全会一致で採択し、外国艦船に非核証明書の提出を義務づけてきました。フランスやインドなど、ほかの核保有国艦船は証明書を提出して入港してきた実績がある一方、アメリカ艦船は核搭載の有無を明らかにしない方針のため、決議以降約50年間、一隻も入港できませんでした。しかし、2025年3月、米海軍掃海艦が証明書を提出せずに入港し、50年間守られてきた方式が事実上破られました。

三重県議会も平成9年に非核平和県宣言を決議しています。私が生まれた年です。過去の意思表示を未来へ受け継ぎ、核兵器のない世界を次世代に引き渡していくためにも、本請願の趣旨に大いに賛同するものです。議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、私からの討論といたします。

○議長（藤田宜三） 以上で討論を終結いたします。

採

決

○議長（藤田宜三） これより採決に入ります。

請願第54号「非核三原則」の堅持を求めることについてを、押しボタン式投票により採決いたします。

本件に対する委員会の決定は不採択ですが、採決は採択について行います。

本件を採択することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（藤田宜三） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（藤田宜三） 投票の結果を報告いたします。

賛成 1

反対 45

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

意 見 書 案 審 議

○議長（藤田宜三） 日程第3、意見書案第8号地方財政の充実及び強化を求める意見書案、意見書案第9号自衛隊の任務と自衛官の職務に関する理解促進等の取組を求める意見書案、意見書案第10号核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、本件はいずれも、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（藤田宜三） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

意見書案第9号自衛隊の任務と自衛官の職務に関する理解促進等の取組を求める意見書案に反対の討論をいたします。

自衛官の応募が少なく、定員割れが続く中、政府はかつてない処遇改善を進めています。自衛隊の処遇改善に関する基本方針にある防衛力の抜本的強

化のためには、その担い手である自衛官の確保が至上の命題、そういった認識からです。自衛官は、2万人の募集に対し、2024年度の採用は9724人とどまり、充足率は89%です。過去に例のない、30を超える手当等の新設、引上げをしても解消していません。自衛隊への印象は、22年の世論調査でもいいが9割を超えており、それでも応募が少ない、その根本原因を考えていくべきだと考えます。

日本全国の人口減少や、次々と発覚したセクハラや暴力などのハラスメントに加え、戦争という自衛隊ならではの問題を直視すべきではないでしょうか。

また、長年自衛隊を取材してきたジャーナリストの布施祐仁氏は、自衛隊創設当初から貧富の格差と入隊には相関関係があると防衛庁内部文書に既に記載されていたと指摘をしています。1億総中流以前、経済的に厳しかった東北、九州の農家では、長男は家業を継ぐ一方、次男、三男からの入隊比率が際立って高かったといえます。布施氏は、こうした経済的事情から軍関係の仕事を選ばざるを得ない状況を経済的徴兵制と呼びます。これは、アメリカでポバティードラフトとして社会問題化したのと同様、ドイツなど徴兵制を持たない志願制国家に共通して指摘をされる、世界的に広く見られる構造です。入隊の動機を特定の家庭環境と結びつけて語られるべきものではないと片づけてしまうことは、この実態から目を背けることになります。

自衛隊は、戦力不保持、交戦権否認を定めた憲法9条に違反するという根本矛盾を抱え、国民には戦争への忌避感が根強くあります。それでも、日米軍事同盟の強化に伴い、海外派兵が繰り返され、イラク派兵時には、棺おけを持参し、帰国後に自死した隊員もいます。創立以降、訓練等での殉職者は2000人を超えます。世論調査で、侵略時に自衛隊に志願するは4.7%にすぎません。今、敵基地攻撃能力を保有し、首相は中国との戦争を国会で公然と語り、遺族年金の拡充まで提案をしています。危機をあおるほど若者が戦争の危険を感じ、距離を置くのは当然です。

重大な問題は、安保法制下の存立危機事態を口実に、自国の防衛ではなく

米国のための戦争に参戦させられかねないという対米従属の構造です。米国のイラン先制攻撃はその瀬戸際を示しています。再就職の支援についても、退職自衛官に限らず、年齢や環境に関わらず、スキルや経験が正しく評価され、適切な賃金体系の働き方を選べる社会整備こそ必要です。女性の再就職等、M字カーブの要因への対応も同様に重要であり、もっと取り上げられるべきだと考えています。

以上を理由とし、意見書案への反対討論といたします。

○議長（藤田宜三） 23番 山内道明議員。

〔23番 山内道明議員登壇〕

○23番（山内道明） 公明党の山内道明です。意見書案第10号核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書案について、提出者として賛成討論をさせていただきます。

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核の威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっています。

こうした状況の下、核兵器の開発、保有、使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めております。

同条約は、2021年1月22日に発効し、本年2026年で5年を迎えます。これまでに締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてまいりました。

そして、5年を経過した本年2026年11月には、発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となつてまいります。

このような中、去る6月24日に公明党は、党の核廃絶委員会と青年委員会合同会議を開き、外務省から、先月閉幕した核兵器不拡散条約再検討会議の結果を聞き取りした上で、今年開催される核兵器禁止条約再検討会議に向け、核兵器廃絶国際キャンペーン I C A N の川崎哲国際運営委員と意見交換

をしました。外務省の聞き取りでは、さきの核兵器不拡散条約再検討会議において、残念ながら成果文書を採択できず、結果これで3回連続の決裂となった旨、説明をいただきました。改めて、核兵器保有国と非保有国の双方が参加する核兵器不拡散条約、この体制への信頼が揺らぐことがあってはならない、核兵器が国際社会で二度と使われることがあってはならないとの危機感を強くしたところです。

また、I C A Nの川崎氏からは、核兵器不拡散条約再検討会議で合意に至らなかった成果文書に触れ、核兵器の非人道性は、文書案の段階では残っていたが、核兵器の保有国側から非人道性ということに言及するなといった声も上がり、成果文書の表現がだんだん弱まったことへの指摘があり、核兵器不拡散条約プロセスが膠着をしている今だからこそ、核兵器の非人道性を議論の中心に置き、日本が積極的に核兵器禁止条約に関わることが求められていると期待を寄せられました。

さらには、核兵器禁止条約再検討会議にオブザーバー参加した際の日本の取組として、核兵器の非人道性に関する発信を積極的に行っていくべきであり、被害者援助や環境修復、核廃棄の検証なども貢献ができる部分ではないかと、具体的に示されました。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものであり、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題であります。

唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っています。しかし、現時点で日本は、核兵器禁止条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない状況です。

日本がアメリカの核の傘下にあるという現実が主な理由であると考えられます。しかしながら、アメリカの核の傘下にあっても、核兵器禁止条約の締結に向けて歩みを止めてはならない、歩みを進めることは決して不可能ではないということは、2018年3月22日に、この三重県議会において、核兵器禁

止条約への署名と批准を求める意見書案が可決されたことから、その希望を強く持っております。

日米同盟の歴史や様々な共同声明の記述を読み解くと、アメリカは日本が核武装することを望んでおらず、唯一の戦争被爆国としての立場や、核不拡散のリーダーとしての役割を期待していることがうかがえます。日米がこれまでに発表してきた共同声明や公式文書には、日本が唯一の戦争被爆国であることや、核兵器のない世界に向けた役割が明確に書き込まれています。つまり、日米同盟の合意文書における日本は、核兵器の惨禍を誰よりも知る国として、国際社会に対して核の不拡散や軍縮を呼びかける道義的リーダーとしての役割を期待され、また、自らそれを引き受けていることが言えます。

さらに、アメリカが日本に期待しているのは、非核三原則を堅持することのみならず、平和の構築におけるソフトパワー、被爆国としての発信力、発展途上国への政府開発援助、また、紛争地域の人道支援など、日本が持つクリーンで非軍事的な信頼というブランドを生かして、国際秩序を安定の方向へ導くリーダーシップではないでしょうか。

こういったことも背景に、本年11月に開催予定の核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を、改めて、アメリカをはじめ国際社会に示す重要な一歩となります。日本がオブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に突きつけ、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に、日本が平和国家として歩む決意をより確固たるものとして示すことにつながると思います。

よって、三重県議会から日本政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、国際社会における日本の使命、責務として、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求める本意見書案に対して、皆様からの御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤田宜三） 以上で討論を終結いたします。

採

決

○議長（藤田宜三） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（藤田宜三） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（藤田宜三） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票を願います。

〔投票開始〕

○議長（藤田宜三） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（藤田宜三） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 1

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（藤田宜三） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（藤田宜三） 投票の結果を報告いたします。

賛成 25

反対 20

よって、本案は原案のとおり可決されました。

決 議 案 審 議

○議長（藤田宜三） 日程第4、決議案第1号北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（藤田宜三） これより採決に入ります。

決議案第1号を押しボタン式投票により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（藤田宜三） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（藤田宜三） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 案 審 議

○議長（藤田宜三） 日程第5、議案第93号及び議案第94号を一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（藤田宜三） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案第93号及び第94号について御説明いたします。

これらの議案はいずれも人事関係議案であり、公安委員会委員、人事委員会委員の選任について、議会の同意を得ようとするものです。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤田宜三） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、本件は、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採

決

○議長（藤田宜三） これより採決に入ります。

議案第93号及び議案第94号の2件を一括して押しボタン式投票により採決いたします。

本件にいずれも同意することについて投票をお願いします。

〔投票開始〕

○議長（藤田宜三） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（藤田宜三） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

議 員 派 遣 の 件

○議長（藤田宜三） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田宜三） 御異議なしと認めます。よって、本件は、お手元の配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 第20回紀伊半島三県議会交流会議

(1) 派遣目的

「第20回紀伊半島三県議会交流会議」に出席し、紀伊半島三県に共通する課題等について、緊密な意見交換を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 和歌山県伊都郡高野町

(3) 派遣期間 令和8年8月4日 1日間

(4) 派遣議員 田中 智也 議員 藤根 正典 議員
谷川 孝栄 議員 東 豊 議員
中森 博文 議員

2 全国都道府県議会議長会 女性議員研究交流大会

(1) 派遣目的

地方議会でさらに女性が活躍しやすい環境整備につなげるとともに、大会参加を通じて女性議員間の一層の連携を深めることを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和8年8月25日 1日間

(4) 派遣議員 吉田 紋華 議員 松浦 慶子 議員
杉本 熊野 議員

○議長（藤田宜三） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（藤田宜三） お諮りいたします。明7月1日から9月13日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、明7月1日から9月13日までは休会とすることに決定いたしました。

9月14日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（藤田宜三） 本日はこれをもって散会します。

午前10時39分散会